

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な施策

- (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
- (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進
- (3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進
- (4) ストーカー行為等への対策の推進

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進

① 関係法令の厳正な運用による暴力を許さない社会風土の醸成

女性を取り巻く犯罪に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法⁸³、ストーカー規制法⁸⁴、児童買春・児童ポルノ法⁸⁵など、関係法令の厳正な運用を図り、暴力を許さない社会風土を醸成する。
(人身安全対策課、少年課、捜査第一課)

② 相談窓口の周知

DVや性被害等の女性に対する暴力に関する県内における相談窓口及び国の「DV相談ナビ⁸⁶」、「DV相談+⁸⁷」の活用について、県の広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等により、市町とも連携しながら広く県民に周知を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課、捜査第一課)

③ 意識啓発の推進

性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力に対して、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く意識啓発を推進する。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、人身安全対策課)

④ 女性を犯罪被害から守る対策の推進

女性が被害に遭いやすい場所のパトロール、女性への防犯指導、インターネットの適切な利用に向けた学校等と連携した啓発などの防犯対策を充実・強化する。

また、つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進する。
(人身安全対策課、少年課)

⁸³ 配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律。

⁸⁴ ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律。

⁸⁵ 児童買春・児童ポルノ法：児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律。

⁸⁶ DV相談ナビ：配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のためのDV相談ナビサービス。全国共通の電話番号（#8008）から相談機関を案内する。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談することができる。

⁸⁷ DV相談+（プラス）：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されたため、相談体制の拡充を目的に国が開設。令和2年4月20日から運用。24時間電話相談、SNS相談、メール相談等を行う。

⑤ 女性に対する暴力についての実態把握

潜在化したり、個人的な問題として矮小化されたりする傾向にある女性に対する様々な形態の暴力について、各種相談機関における相談実績を分析し、実態を把握する。

(こども家庭課、人身安全対策課)

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、女性に家事や育児等の家庭責任が偏ったり、DVや性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援等に継続して取り組む。

(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課)

(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進

① 相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実

配偶者暴力相談支援センター⁸⁸の機能強化と市町配偶者暴力支援センターの設置促進、関係者の資質向上、暴力への迅速かつ適切な対応、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の安全確保のためのシェルター⁸⁹等の確保、一時保護中の支援、退所後のステップハウス⁹⁰等における自立支援など、被害者に対して切れ目のない支援を充実させる。

(こども家庭課)

② 配偶者等からの暴力の防止のための教育・啓発の実施

事業所における研修の実施や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの多様な機会を捉えた啓発などの充実を図る。また、中学校・高等学校・大学等におけるDV予防教育を推進するとともに、教職員やPTA等関係者への啓発研修を行う。特に、中学校・高等学校等において生徒が在学中にDV予防教育が受講できるよう努める。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、義務教育課、高校教育課)

③ 加害者更生のための対応の手法の研究

加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を行い、市町等の関係機関に情報提供を行い共有化を図るとともに、更生の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や対応の手法について民間支援団体等の協力を得ながら引き続き研究を行う。

(こども家庭課)

④ 関係機関の連携強化

「長崎県DV対策等推進会議⁹¹」や市町・警察等関係機関・民間支援団体等のネットワーク化により、それぞれの役割を認識し、緊密に連携し、DV発生の予防とDV被害者への切れ目のない支援のための連携を強化する。

(こども家庭課、人身安全対策課)

⁸⁸ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等を行う機関。

⁸⁹ シェルター：配偶者等からの暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。

⁹⁰ ステップハウス：DVの被害を受けた一時保護所退所者等で自立が困難な方が、地域社会で自立した生活を送ることができるまでの間、支援を受けながら入所する施設。

⁹¹ 長崎県DV対策等推進会議：長崎県において総合的なDV施策の推進を図るため、福祉、男女共同参画等の県関係部局をはじめ、警察、裁判所、法務局等の関係機関や民間の有識者で構成する会議。

(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進

① 性犯罪被害者への配慮

被害者が希望する性別の警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害者に配慮した対応に努め、性犯罪の潜在化の防止を図る。(捜査第一課)

② カウンセリング⁹²の充実

性犯罪被害者の心のケアの充実を図るため、精神的な被害についても的確に把握し、カウンセリングの専門知識を有する団体や民間被害者支援団体等との連携の強化に努めるとともに、臨床心理士等の資格を取得した警察職員をカウンセラーとして運用し、被害直後から早期支援に従事させることで、性犯罪被害者の心身の負担軽減を図る。(広報相談課)

③ 性暴力被害者支援体制の充実

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報・周知、及び関係機関・団体との連携により総合的な支援を提供する体制の充実に努める。

(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課)

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットやSNSに関する被害等から子どもたちを守るため、これらの危険性を伝え、正しい使い方を啓発することにより、これらのツールに起因した犯罪の予防・拡大防止に努める。

(こども未来課)

⑤ 子どもへの適切な性教育の実施

思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるよう、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。

学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的知識⁹³や生命の大切さ、人間尊重や男女平等に基づく正しい異性観などについて、発達段階に応じ適切に実施する。

また、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識(妊娠適齢期など)を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組む。

(こども家庭課、体育保健課)

⑥ 子どもの情報モラル教育の推進

子どもたちが、情報社会において自他の人権を尊重し、自らの行動に責任を持つとともに、情報を正しく安全に利用することのできる能力や態度を養うため、情報モラル教育を推進する。

(義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)

⁹² カウンセリング：依頼者の抱える問題・悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助のこと。

⁹³ 科学的知識：ここでは、発達段階に応じた身体の成長や性感染症等に関する知識をいう。

(4) ストーカー行為等への対策の推進

① 被害者の親族等の支援及び防犯対策

被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、ストーカー行為⁹⁴として加害者への警告等を行うことにより、その親族等の保護に努める。

(人身対策安全課)

② 広報・啓発の推進

ストーカー行為の定義、ストーカー事案に関して警察がとりうる措置、ストーカー規制法上の保護対象等について、ホームページ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広く県民に啓発し、ストーカーの根絶に向けた意識高揚を図る。

(人身対策安全課)



⁹⁴ ストーカー行為：同一の者に対し、恋愛感情等を充足する目的で、待ち伏せ、見張り、義務無き要求等のつきまとい等を反復してすることをいう。

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策

- (1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進
- (2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進

① 自立援助の促進

子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親家庭については、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面していることから、仕事と子育てを両立しながら自立できるよう、市町及び関係機関と連携を図りながら、子育て・生活支援、就労支援、養育費確保の推進及び経済的支援など個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う。

(こども家庭課)

② 相談援助体制の充実

ホームページ等による情報提供や母子自立支援員等による相談支援体制の充実を図るとともに、ハローワーク⁹⁵等他機関との連携による就労情報の提供を行う。また、ひとり親同士のネットワークづくりや母子会活動の活性化等により、身近な地域において、男女それぞれの事情に応じて総合的に相談支援する体制を推進する。

(こども家庭課)

③ 公営住宅への優先入居

ひとり親世帯向け住宅への優先入居等を推進する。

(住宅課)

(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

① 貧困を抱えた人への支援

生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援の体制を整備する。

子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進する。

(福祉保健課、こども家庭課)

② 高齢者の自立支援

高齢者が元気で生きがいを持って、地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して送れるよう、就労・社会参加支援や生活環境整備、必要な支援・サービスなどの提供に努める。

(長寿社会課、雇用労働政策課、住宅課)

⁹⁵ ハローワーク：公共職業安定所。職業紹介や就職支援のサービス、雇用保険に関する手当や助成金の支給、公共職業訓練のあっせん、職業安定関係の業務などを行う国の機関。

③ 障害のある人への支援

障害のある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、障害や障害のある人に対する理解促進および建築物・道路等のバリアフリー⁹⁶化など、各種施策を総合的に推進する。

(福祉保健課、障害福祉課)

④ 県民の人権意識の醸成

高齢者、障害のある人、性的少数者⁹⁷、外国人など困難を抱える人の人権問題に関する各種研修会、講演会、イベントの開催等による人権教育・啓発活動を推進する。

(人権・同和対策課、教育庁)



⁹⁶ バリアフリー：特定の人を対象として、既にあるバリア（障壁）を取り除くことをいう。

⁹⁷ 性的少数者：からだの性とところの性が一致しない人や同性愛者、両性愛者など。

政策目標10 生涯を通じた健康支援

具体的な施策

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

(1) 生涯を通じた健康支援

① 健康長寿対策の推進

県民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営⁹⁸の推進に取り組む。また、健康長寿対策事業と連携した総合型地域スポーツクラブ⁹⁹の活用など、スポーツを通じた健康増進に取り組む。

(スポーツ振興課、国保・健康増進課)

② 女性の健康保持のための相談・指導の充実

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制の充実に努める。

(こども家庭課)

③ がんによる死亡者数の減少

本県はがん年齢調整罹患率¹⁰⁰が高いため、規則正しい生活習慣の維持（1次予防）やがん検診受診による早期発見・早期治療（2次予防）等の施策に取り組み、がんによる死亡者数を減少させる。

(医療政策課)

(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

① 妊娠・出産に係る女性への支援

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど子育てに関する指導・助言について、子育て世代包括支援センターを拠点に実施するとともに、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導等を市町と連携しながら充実させる。

また、妊産婦の悩みについて相談支援を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子に対して心身のケアを行う産後ケア事業などの充実に努める。

さらに、不妊に悩む人が多いことから、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、高額経費が必要な不妊治療に対しては経済的支援を行う。

(こども家庭課)

⁹⁸ 健康経営：従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むこと。

⁹⁹ 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで地域の誰もがいつでも気軽に参加し、複数のスポーツに親しめる多目的、多世代型の地域におけるスポーツクラブのこと。

¹⁰⁰ 年齢調整罹患率：もし人口構成が、基準人口（1985年日本人モデル人口）と同じだったら実現されたであろう罹患率。

② 周産期医療¹⁰¹の充実

高度な周産期医療を行う総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターと、健診や正常分娩を取り扱う産科病院・診療所等との機能分化と相互連携を図り、妊娠、出産から新生児に至る医療を効果的に提供できる周産期医療システムの整備を図る。

また、本システムの補填・拡充のため周産期医療支援システムの普及拡大を図るとともに、母体・胎児の搬送体制の充実強化に努める。(医療政策課)

(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

① HIV／エイズ¹⁰²、性感染症対策の推進

性感染症は特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、感染予防のための啓発普及を学校・地域において関係機関と密接な連携のもと実施し、HIV／エイズ等に関する相談・検査体制の充実を図り、早期発見・早期治療に繋げ、感染拡大防止に取り組む。(医療政策課)

② 喫煙、飲酒対策の推進

喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行う。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努める。また、受動喫煙防止を図るため家庭や職場をはじめ、公共の場など不特定多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策を推進する。

(国保・健康増進課、こども家庭課)



¹⁰¹ 周産期医療：周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

¹⁰² HIV／エイズ：HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのこと。また、エイズとは、HIVに感染することで引き起こされる病気。

政策目標 1 1 防災・復興における男女共同参画の推進

具体的な施策

(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開

男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図るため、防災会議への女性のさらなる委員登用促進など、国のガイドラインに基づいた取組を実施する。
(危機管理課、男女参画・女性活躍推進室)

② 避難場所等における配慮

避難場所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図る。
(危機管理課、県民生活環境課、男女参画・女性活躍推進室、福祉保健課)

③ 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められており、消防本部における女性職員の増加や女性の消防団への加入を促進する。
(消防保安室)

④ 被災時・震災後における心のケア

非常時においては、家事や育児等の家庭責任が女性に偏ったり、DV や性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援等に継続して取り組む。
(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課)

⑤ 地域における普及啓発の推進

男女共同参画の視点での防災・復興対策は平時から意識することが重要であるため、その意義や必要性について、市町や長崎県男女共同参画推進員等と連携して研修会の実施や情報発信を行う。
(危機管理課、男女参画・女性活躍推進室、福祉保健課)

■ 計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅲ）

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100.0%	R1	100.0%	R7
生活困窮者自立支援事業における就労・増収率（就労・増収者／就労支援対象者）	54.0%	R1	75.0%	R7
県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人	R1	100人	R7
健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	62.6%	H30	73.0%	R7
がんの年齢調整死亡率 ¹⁰³ （75歳未満）	80.7	H28	70.0	R3
男女共同参画の視点での防災・復興等研修の実施回数	3回	R2	3回	R7



¹⁰³ 年齢調整死亡率：もし人口構成が、基準人口（1985年日本人モデル人口）と同じだったら実現されたであろう死亡率。